【查読論文】

近世武蔵国久保田村における定期市の衰滅と再興

摘要

本稿では、武蔵国久保田村を事例として、近世中後期における零細な定期市の実態やその消長過程について検討した。久保田村は、近世横見郡における管見で唯一の定期市であり、村の南端付近の「宿並市場」で定期市が開催された。17世紀後期の久保田村は、近隣の松山町や鴻巣宿との間で市日を調整しつつ、この地域の市場網の一角を形成していた。しかし、18世紀になると久保田六斎市は衰滅に向かい、年末の2回の市日だけが残存する形で大市へと移行した。その後、19世紀になると、横見郡内での綿織物生産が拡大した。そして、1822年には騎西町の商人が久保田村の3・8市日に市場庭を借り、生産者に綿を売付けて綿織物と糸を買付けるようになった。久保田六斎市の再興は、綿織物生産の拡大を基盤としつつ、特産品の集荷機能が模索された点に特徴があった。しかし、久保田六斎市に出る商人は再興から短期間で減少し、松山町の出訴もあって六斎市の再興は頓挫した。

キーワード:市場網、市町、江戸時代、久保田村、定期市、綿織物、横見郡

Ι はじめに

定期市は、市町間の距離や市日の調整を通じて時空間的システム(市場網)を形成する点に特徴があり、市場網の変遷の仕組は定期市研究における論点のひとつである¹⁾。市場網の変遷の仕組みを考える際には、現在の定期市だけみていたのでは解明しがたく、歴史的な考察が不可欠である。しかし、定期市は商業形態としては原初的なものであり、経済の発達とともに常設店舗へと移行する傾向がある。そのため、定期市が全盛であった時代に、市場網がどのような歴史的変遷を辿ったのか、豊富な同時代史料によって検証できる近世日本の事例は貴重である。このような視点から、筆者は近世の関東地方を主な対象として、定期市研究を進めてきた(渡邉 2009a, 2010a)。

近世中期以降、関東地方の定期市は、在地への日用品供給から特産品集荷へと機能をシフトさせ、その過程で既存定期市の衰滅と新市設立が広範に生じた(伊藤 1967: 99-101)。市場網の変遷を考える際には、ある時点で衰滅に至った零細な定期市も含めて、位置づけを検討する必要がある。近世中後期における定期市の衰滅とその要因を考察した研究として、武蔵国小川新田などの事例を検討した伊藤(1967: 99-119)や、武蔵国高麗六斎市に関する長岡(1958)などが挙げられる。これらは、史料に恵まれた事例を掘り下げた貴重な成果であるが、近世の市場網を構成

した定期市は、そのような史料に恵まれた事例ばかりではない。実際には、零細な定期市の動向 把握は、史料的制約から困難を伴う場合が多いのである。これに関して、渡邉(2010a)では、 村明細帳の史料的価値に注目することで、これまで実態が不詳であった複数の定期市について手 掛かりを得ることができた。しかし、『新編武蔵国風土記稿』(以下『風土記稿』と略記)等で定 期市の衰滅が記録されながら、なお消長過程等が不詳となっている定期市も少なくない。

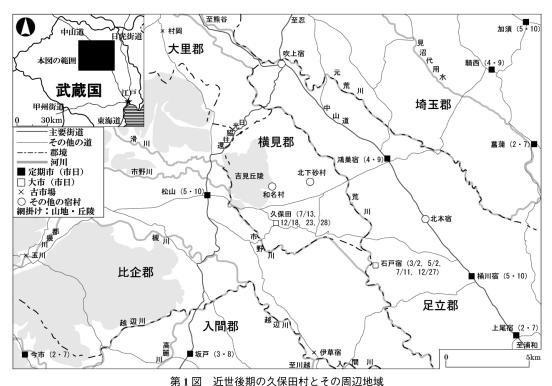
本稿で取り上げる久保田村は、近世横見郡で唯一の定期市であったが、渡邉(2010a)では、その消長過程について明確な位置づけができなかった。しかしその後、久保田村の名主家に伝来した新井(侊)家文書が埼玉県立文書館で公開され、そこには定期市に関連する近世史料も複数含まれることが明らかになった。本稿では、新井(侊)家文書の検討を通して、近世久保田村の定期市について、新たに得られた知見を報告したい。以下、Ⅱでは近世久保田村の概要を述べる。Ⅲでは近世久保田村における定期市の変遷過程を概観する。そして、Ⅳでは1822年の久保田村と松山町との市場争論を取り上げ、近世後期の久保田村における六斎市再興の動きとその地域的背景について検討する。

Ⅱ 対象地域の概観

1. 久保田村と周辺定期市

久保田村は、武蔵国中部に位置し、近世横見郡における管見で唯一の定期市であった。横見郡は、現在の埼玉県吉見町の町域と概ね一致し、東と北は荒川、南と西は市野川に囲まれた洪水の常襲地帯である一方で、用水に恵まれ米作が発達していた(第1図)。

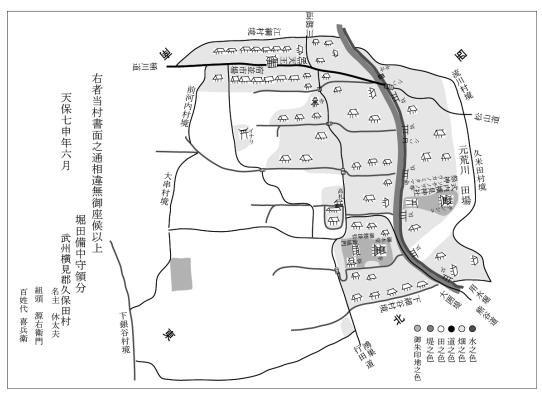
第1図では、久保田村周辺の定期市とその市日を示した。市日は19世紀中期のものであり、近世を通じて同一の市日で開催されたわけではない。久保田村も、近世中後期に市日が変化した市町のひとつであり、第1図では近世後期の大市の市日を示したが、17世紀段階では3・8の六斎市を開催していた。また、第1図で古市場として表示した宿村にも、近世前期における定期市の開催が推定できる事例がある2)。第1図をみると、久保田村は近隣定期市である松山六斎市(5・10日)や鴻巣宿六斎市(4・9日)に1~2里(約4~8km)程度と近接していた。17世紀の久保田六斎市は、これらの近隣定期市と市日を調整しつつ、広域的な市場網を構成する定期市のひとつとして存在したといえる。近世前期の久保田村で六斎市が必要とされた要因として、横見郡を取り囲むように、荒川や市野川がこの地域を縦断していたことが挙げられる。これらの河川は、横見郡の人々が郡外の定期市へと行き来する際の障壁となっていた。商品流通が未発達であった近世前期において、横見郡内に久保田六斎市が必要とされたのは、そのためであろう。一方で、松山や鴻巣宿などの近隣定期市との競合関係は、近世中期以降に久保田六斎市が衰滅した要因の一つとして考えられる。



第1図 近回後期の入床田村とその周辺地域 原図は1907年測図1:5万地形図「熊谷」,「鴻巣」,「川越」,「大宮」

2. 近世後期の久保田村

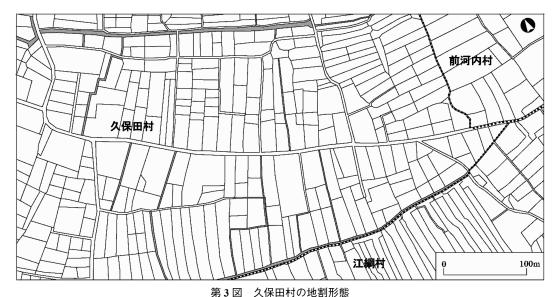
近世中後期の久保田村は下総佐倉藩の飛地領であり、村内は4組に分かれて各組に村役人が置かれていた(髙木 2011)。ここではまず、1836年の久保田村絵図(第2図)から、近世後期の久保田村の概要を確認したい。同図は、南西を上とする構図で久保田村全体を描いており、測量図ではないため縮尺は記入されていない。原図は、図中の凡例にある6種類に色分けされており、水(青)、畑(黄)、道(赤)、田(彩色なし)、堤(紺)、朱印地(茶)の彩色が施されている。同図をみると、村の西半分には畑が卓越し、畑のなかに家屋が分布している。そして、村の東側には水田が広がっていた。このように、久保田村は全体的にみて農村であり、西部の微高地に集落や民家が立地していた。定期市が開催されたのは、同図の上部(南西)に描かれた「宿並市場」であり、街村状に形成された家並が江綱村および前河内村との境界付近に表現されている。「宿並市場」の通りは、他の道よりも太く表現されており、定期市の開催と関連して広く造成されていたことが窺える³)。そして、「宿並市場」の街路上には、高札場と天王社が描かれている。天王社は、「宿並市場」の西端に描かれ、久保田村の定期市開催と関連して勧請された市神とみられる。関東地方では、市神として「東天王を祀った町が多く、中島(2004)はその事例として岩槻・桶川・寄居・小川・鴻巣⁴・深谷・本庄などを挙げている。久保田村も、それらの類例といえよう⁵)。



第2図 久保田村絵図トレース (1836年) 原図は埼玉県立文書館所蔵荒井 (侊) 家文書 6158

また、第2図において、久保田村の西側には、村を縦断する形で荒川 大囲堤が描かれている。 荒川大囲堤は横見郡を広域的に囲繞する堤防であり、氾濫を繰り返す荒川流域において、洪水に 備えて築造された(佐藤ほか1980)。ただし、広域を囲繞する堤防は、そのままでは農業用水の取水を妨げる。そのため、第2図では荒川大囲堤の外側(西側)を並行する形で用水堀が描かれ、6か所の圦(樋口)によって堤内に農業用水を通していたことが分かる。そして、圦から取水した農業用水は、集落の東に広がる水田へとつながっていた。

第3図では、地租改正地引絵図をもとに、「宿並市場」一帯の地割形態を復原した6。筆者はこれまで、武蔵国の所沢(渡邉 2013)や小川(渡邉 2009b)、平沼(渡邉 2010b)、越後国の加茂(渡邉 2003)や三条(渡邉 2011)などの市町について、地籍図をもとに19世紀後期の地割形態の復原を行ってきた。それらと比較して、久保田村では町場特有の短冊型地割があまり発達していない。小林(1985)は、戦国期の中心集落の地割形態を検討するなかで、短冊型地割の発達した町がブロック型地割の卓越する町より中心性が高いことを指摘した。久保田村は、中心性が相対的に低い市町における地割形態の特徴を呈している。



鎖線:村境,網掛け:水路 吉見町役場(税務会計課)所蔵の地租改正地引絵図(1876年)より作成

Ⅲ 村明細帳にみる久保田村の定期市の動向

久保田村の定期市について、『風土記稿』では「古此所に毎月六次の市立しが、今は七月一度、 十二月は廿三日、廿八日の両日交易をなすと云」とある(蘆田 1996: 65)。『風土記稿』の廻村調 査が行われた1820年頃には、定期市が衰退して相当の年月が経過しており、その名残として7 月と12月のみ大市が開催される状況であった7)。しかし、この記述からは、六斎市から大市へ と変化した時期は把握できない。これについて、新井(侊)家文書には、1697~1823年にかけ ての5時点における久保田村明細帳が残り、定期市の変遷過程がある程度把握できる(第1 表)。まず、1697年の久保田村明細帳では、3・8六斎市の開催と、薪・塩の取引が記録されてお り8). 久保田六斎市が少なくとも17世紀末までは開催されていたことが分かる。しかし、1733 年の久保田村明細帳には、六斎市は極月(12月)にわずかに立つのみであると記され、既に六 斎市が形骸化していたことが知られる。後述する「市場一件留帳」(1822年)では、大市として の開催が「凡八十年来」とされ、大市への変化が1742年頃であると認識されていたようである。 また. 吉見町町史編さん委員会(1979: 894)は. 1737年12月28日の定期市開催中に発生した 火災が原因で、久保田六斎市が衰微したとするが、12月28日は六斎市衰滅後の大市の市日であ る。久保田村明細帳をみる限り、六斎市の衰滅時期はそれより遡り、遅くとも 1733 年までには 大市に変化していたと考えるべきであろう。その後、1743年および1761年の久保田村明細帳で も 12 月の大市が記録され、従来の六斎市は、実質的には 12 月のみの大市と化していた。その 後、1823年の久保田村明細帳では、12月の暮市とともに7月の盆前市の開催も記録されている。

年代	史料名と所蔵	定期市に関する記事
1697. 7.	〔村柄書上帳〕 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 393	市場当村之内ニ御座候, 一ヶ月ニ三日・八日・ 十三日・十八日・廿三日・廿八日, 已上六日, 附売買物薪木売塩売参候
1733. 7.	武州横見郡久保田村四組村差出 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 413	当村市場三日八日六度御座候得共極月計少々相 立申候
1743. 7.	武州横見郡久保田村四組村差出帳 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 142	当村市場之儀三日八日壱月二六度二御座候共極 月はかり少々相立申候
1761. 8.	久保田村四組指出帳 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 556	当村市場之義ハ三日八日壱月二六度二御座候得 共極月計少々相立申候
1823. 6.	村明細指出帳下書 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 400	当村市場之義ハ三ノ日八ノ日壱ヶ月六度ニて御 座候得共近来盆前極月計相立申候
"	村明細指出帳下書 埼玉県立文書館新井(侊)家文書 401	当村市場之義ハ三ノ日八ノ日壱ヶ月六度ニて御 座候得共近来盆前極月計相立申候

第1表 久保田村明細帳における定期市に関する記述の変遷

このように、久保田村では、1733年までに六斎市が大市へと変化し、当初は12月のみであった 大市が、1820年頃には7月にも行われるに至っていた。

また,近世の定期市は、周辺農村の村明細帳において最寄定期市として記録されることがある (渡邉 2010a)。横見郡の場合、洪水常襲地域であるためか村明細帳があまり残っていないが、そのなかで、1763~1823 年の北下砂村(第1図)の明細帳において「米穀近在鴻巣宿・松山宿へ出し売買仕り候」という記録が確認できる9)。久保田六斎市が衰退したのち、横見郡の村々は、鴻巣宿や松山町で米穀を売却していたことが窺える。

そして、近世中期以降の横見郡では、女性の農間稼として木綿布の生産が行われていた。たとえば、1743年久保田村明細帳では「女は木綿機を織り渡世仕り候」とあり、また1763年北下砂村明細帳でも「女は布を織り夫食の糧を取り申し候」という記録がみられる100。両村の村明細帳では、その後も幕末に至るまで、同内容の記事が継続して確認できる。このような横見郡における綿織物生産の発達は、IVで検討する19世紀前期の久保田六斎市の再興の動きとも関連する110。

Ⅳ 久保田六斎市の再興と市場争論

久保田村をめぐっては、1822年に松山町(第1図)との間で市場争論が発生している。「市場一件留帳」は、本争論の発生からの一連の経過について、評定所での審理過程のみならず、村内における意見の調整過程まで記録している。当然ながら、係争地となった久保田六斎市における商取引の実態やその背景についても詳しく記録されており、近世後期の久保田村の定期市を知る上で貴重な史料といえる。Ⅱで触れたように、19世紀前期の久保田村では、4組それぞれに村役人が置かれていたが、この争論をめぐっては、市の開催に直接関与していた十郎右衛門組と和助組が中心となって対応が進められた。

【史料 1】(埼玉県立文書館新井(侊)家文書 399)

(前略) 当村下ノ方少々町並之場所往古より市場ニ而前々より村明細帳ニも書上来御高札之義ハ別段壱ヶ所有之先達而地誌御調御出役様より茂前々御帳面ニ市場有之段御尋ニ御座候得ハ御公義御記録ニ茂有之候,市場之義ニ御座候得共凡八十年来盆前十二月計相立,間之月ハ一切相立不申罷在候処,去已年旱魃ニ而田方植付相成不申夏中より田畑共手入も無之,女ハ別而手業等も無之露命取続方も無之ニ付是扠出精仕糸布稼仕候ニ付隣町最寄江持出シ売候処,当郡一統右様之義ニ而下郷村々より鴻巣宿江多分持出候ニ付,埼玉郡騎西町より糸布買綿売商人喜三郎与申者最寄村々より糸布売候者ニ申談吉見辺より糸布多分出候得ハ吉見江致出張致交易候て双方勝手ニも可相成併外村ニ而売買いたし候もいたシ候間久保田村ハ市場も有之義を右市場庭ヲ借売買可致候間,久保田村市之日右村へ持参可被致由申上候之趣ニ而当村百姓良七方江罷越庭ヲ借申度旨掛合御座候,然ル処当村市之義三之日下市与申十郎右衛門組百姓善兵衛方ニ而致世話往来道内ニ居候商人方之見世賃ヲ取,八之日ハ上市与申和助組百姓良七方ニ而同様取扱来候(後略)

【史料1】は、「市場一件留帳」から、久保田六斎市で綿織物を中心とした取引が再開された経緯を記した部分を抜き出したものである。前半部分では、久保田村が旧来からの市であるが、六斎市が衰退したのち、80年来盆暮の大市として開催されてきたと記されている。横見郡における綿織物生産は、皿で述べたように18世紀中期段階で記録が確認できる。そのなかで、「去巳年」(1821年)に干ばつが発生した。横見郡の村々は、干ばつへの対応として綿織物を増産し、鴻巣宿で売却することで生計を維持した。そして、1822年夏頃から、騎西町(第1図)の商人・喜三郎が、旧来の市日に久保田村の「市場庭」を借り、商売を始めたという(2)。喜三郎は、生産者に綿を売りつけ、綿織物と糸を買いつけた。そして、喜三郎以外にも3名程度が同様の取引を始めたという。騎西町は、鴻巣宿の先にある埼玉郡内に位置しているが(第1図)、久保田村からは十数キロ程度で、直接行き来できる距離でもあった。騎西町の商人は、当初は鴻巣宿を介して横見郡の村々で生産された綿織物や糸を入手していたと思われる。そのなかで、一部の商人がより有利な取引を求めて、綿織物生産が拡大した横見郡内の久保田村での取引を模索したのであろう。また、【史料1】から、久保田六斎市は上市(8日)と下市(3日)という形で、村内で市日を巡回させたことも分かる。このような市日巡回は、近世関東の定期市において広くみられる形態である(渡邉 2013)。

それに対して、隣接定期市である松山町は、久保田六斎市が繁栄しては松山町の商業に差し支えるとして、1822年11月に差止を申し入れた。松山町の市差止の申し入れに対して、久保田村は、「糸布売買の義当年に至りては多分出候義にもこれ無く、此節は商人も壱両人出候のみにて漸く布十反・十四反限りにこれ有り候へば商人の方にても引合に相掛らず最早当年限りにこれ有るべく候へども、十二月廿三日・廿八日市之義は諸方より広く商人共勢出候義、殊に往古より立来り候市場の義差止候」と返答している(市場一件留帳)。久保田村は、既に市に出る商人も1

~2 名程度に減少し、小規模な取引も同年限りであるという見通しを示した。その上で、12 月23・28 日は旧来からの市で、盛大に行われるため、通常通りの開催を求めた。しかし、松山町は、大市の開催も認められないとして幕府評定所に出訴した。松山町は、数名しか出店しない零細な久保田六斎市の差止を求めたのみならず、この機をとらえて従来からの大市まで止めさせようとしたといえる。評定所への出訴にかかる経費などを考えると、日常性の低い大市の取りやめまで執拗に求める松山町の姿勢は不自然にも映る。同時期の松山町にとって、定期市をめぐる権益がそれだけ重要であったことが窺える。なお、久保田六斎市の再興は、それまで鴻巣宿に出されていた綿織物を、久保田村の市日に取引するものであり、松山町だけでなく鴻巣宿も直接の影響を受けたはずである。しかし、鴻巣宿はこの訴訟に加わっておらず、その理由については今後の検討課題である。

【史料 2】(吉見町町史編さん委員会 1979: 393-394)

(前略) 訴訟方二而は相手村方二而去年春中より新規市取立追々大行二相成訴訟方古市場差障罷成候段申立,相手方二而は古来より之市場二候処,近来休市二罷成,年々七月十二月四度宛相立候二付,去春中より商人共来り村方二而織出し候白木綿買請度,或は庭先貸呉候様申者弐・三人,四・五人程宛二而売買仕候而巳二而,市立候与申儀ニは無之段申立双方篤与及掛合候処,相手方二而古来市場与申儀申伝茂有之候二付,外村故障有之間敷与相心得,隣村江掛合茂不致商人共之任頼見世賃取立,追々商ひ手広二相成,三八之市新規取立候姿二相当,訴訟方市場之差障ニ相成候二付,向後急度相止,年々七月十三日,十二月十八日は飾松二限り,同月廿三日・廿八日は諸品商内可仕,尤壱ヶ年四度二限り其余之儀ハ売買不仕筈取極,双方無申分熟談内済仕,偏二御威光与難有仕合奉存候,然ル上は右一件二付重而双方より御願筋毛頭無御座候,為後日済口証文差上申所如件 (後略)

本争論はその後、評定所での審理中に内済(示談)が成立した。【史料2】は、内済に際して、 久保田村と松山町との間で取り交わされた済口証文の一部である。この内済により、久保田村は 年4回(7/13,12/18,23,28)の大市開催を継続する一方で、六斎市は差止となった。18世紀関 東における市場争論の裁定内容をみると、古市場の由緒を有する市町は、所定の手続きを経るこ とで市の再興が認められる傾向にあった(渡邉2009a)。久保田村内でも、市開催に直接関与する十郎右衛門組・和助組の村役人を中心に、六斎市の開催継続を求める動きがみられた。そのな かで、六斎市差止を受け入れ、内済した要因として、市に出る商人が短期間で減少し、六斎市の 維持が困難な状況に至っていたことが指摘できる。同時期の横見郡における綿織物生産の拡大 は、1821年の干ばつへの一時的な対応という側面が強く、米作の回復とともに綿織物生産は縮 小したとみられる。そのため、久保田村では、定期市の再興手続きを進めても、現実的には六斎 市を維持するのは難しい状況にあった。

なお、横見郡からほぼ真南に位置する狭山丘陵一帯は、近代において、綿織物の一大産地とし

て発展を遂げた。同地域でも、1810年代から綿織物生産が拡大し、当初埼玉郡から木綿を移入していた点も久保田村と同様である(谷本1998: 92-93)。横見郡は、用水に恵まれ米作が発達していたこともあり、狭山丘陵地域のような綿織物産地の形成には至らなかったが、同時期に綿織物産業の萌芽がみられたことは注目される。

また、近世中後期に衰滅に至った零細な定期市における再興の動きは、武蔵国小川新田(伊藤1967: 99-119) や高麗(長岡1958)を事例とした先行研究で検討されているが、これらの定期市再興はいずれも短期間で頓挫した。その要因について、伊藤(1967: 99-119) は、日用品を供給する定期市の必要性が、近世中期以降には低下していたことを挙げている。既述の通り、近世中期以降、関東地方の定期市は、在地への日用品供給から特産品集荷へとその機能をシフトさせ、その過程で既存定期市の衰滅が広範に発生した。小川新田や高麗の定期市再興が失敗に終わった要因についても、日用品の供給機能という前時代的な定期市のあり方から脱却できなかったことが指摘されている(伊藤1967: 99-119)。一方で、1822年の久保田六斎市の再興の動きは、横見郡における綿織物生産の拡大と連動しており、特産品の集荷市としての発展可能性が窺える。これは、小川新田や高麗における定期市の再興とは異なる要素である。しかし、久保田村のような元々が零細な定期市にあっては、特産品の集荷機能を維持・拡大するのも容易ではなく、近隣定期市である松山町との市場争論もあり、結局は短期間で衰滅に至ったといえよう。

Ⅴ おわりに

本稿では、武蔵国久保田村を事例として取り上げ、近世中後期における零細な定期市の実態や その消長過程について検討した。久保田村は、近世横見郡における管見で唯一の定期市であり、 17世紀後期には近隣の松山町や鴻巣宿との間で市日を調整しつつ、この地域の市場網の一角を 形成していた。横見郡は、荒川右岸にあって用水に恵まれ、久保田村も米作を中心とした農村で あった。そのなかで、久保田村では村の南端付近に「宿並市場」が形成され、定期市もそこで開 催された。「宿並市場」は、定期市の開催を念頭に街路が広く造成され、高札場や市神(牛頭天 王) も設置されていた。1697年の久保田村明細帳では、3・8六斎市の開催と、薪・塩の取引が 記録されており、少なくとも17世紀末までは久保田村で六斎市が開催されていたとみられる。 しかし、18世紀前期になると、久保田六斎市は衰滅に向かい、1733年時点では極月(12月)の み開催される大市へと形態が変化していた。久保田六斎市が衰滅したのち、横見郡内の村々は鴻 巣宿や松山町の定期市を利用していた。久保田村における大市の開催はその後も継続されていた が、1822年には久保田六斎市の再興をめぐる市場争論が発生した。横見郡では、18世紀中期の 段階で綿織物生産が行われていた記録が確認できる。1822年頃には、綿織物生産がさらに拡大 し、横見郡の村々は綿織物を鴻巣宿で販売して収入を得ていた。そのなかで、1822年夏頃から、 埼玉郡騎西町の商人が、旧来の3・8市日に久保田村の「市場庭」を借り、生産者に綿を売付け、 綿織物と糸を買付けるようになった。そして、喜三郎以外にも3名程度が同様の取引を始めた。

隣接市町である松山町は、久保田六斎市が繁栄しては松山町の商業に差し支えるとして、同年11月に差止を申し入れた。これに対し、久保田村は、既に市に出る商人も1~2名程度に減少し、小規模な取引も同年限りであるという見通しを示した。その上で、12月23・28日は旧来からの市で、盛大に行われるため、通常通りの開催を求めた。同争論はその後、評定所での審理中に内済(示談)が成立し、久保田村は盆暮の大市開催を継続する一方で、六斎市は差止となった。久保田村が六斎市差止を受け入れ、内済した要因として、市に出る商人が再興から短期間で減少し、六斎市の維持が困難な状況に至っていたことが指摘できる。久保田六斎市の再興は、当該期の横見郡における綿織物生産の拡大を基盤としつつ、特産品の集荷市としての機能が模索された点に特徴があったといえる。

付記

本稿の骨子は、2011年3月の日本地理学会春季学術大会(明治大学)、および2023年9月の日本地理学会 秋季学術大会(関西大学)で発表した。

注

- 1) 石原(1987:79) は、「成立した市システムが、外的諸条件の変化のもとに遂げる変容」の解明を定期市研究の重要な課題と位置づけている。なお、近世日本の定期市をめぐる研究史の詳細は渡邉(2023)を参照。
- 2) たとえば、玉川村は1677年の今市村との市場争論史料が伝わることから、近世前期に定期市が開催されていた可能性が考えられる(埼玉県1990:744)。
- 3) 近世関東では、定期市の開設区間の街路を広く造成した市町が広く確認できる。中島(1964:113) は、建設当初から計画的に道幅を広く造成した市町と、必要に迫られて後から広げた市町とがあることを指摘している。
- 4) 伊藤(2011) によると、深井村の在地土豪であった深井氏が1561年に鴻巣宿を取り立て、熊野から持ち帰った土を市神の下に埋めたという。熊野の神聖な土は、市開催の正当性の保障でもあった。
- 5) 第2図では、天王社(市神)だけでなく、式内横見神社(飯玉明神社)や稲荷社、無量寺などの寺社が 朱印地に描かれている。飯玉明神社は久保田村の鎮守として18世紀に整備されたことが指摘されてお り(太田2012)、式内社という事実はない。「式内横見神社」は19世紀中期の久保田村が主張した由緒 であると考えられる。
- 6) 地租改正地引絵図の史料的特質については、佐藤(1986) を参照。
- 7) 『風土記稿』編纂にあたり、横見郡の廻村調査は1820年に実施された(白井2004:186)。
- 8) 戦国期後北条氏領国における定期市や商品流通を検討した藤田 (1987) は、塩が日常的な需要の高い隔地間流通商品であると指摘している。17世紀の定期市も、戦国期と同様に日用品の供給機能が重要であり、久保田六斎市もその役割を担っていたといえる。
- 9) 1763, 1800, 1801, 1823 年の 4 時点の北下砂村明細帳において同一の文言がみられる。このうち、1800 年の北下砂村明細帳は小野 (1977: 204-209) に収録されている。埼玉県立文書館関根家文書 4(1) ①~④。
- 10) 埼玉県立文書館新井(侊)家文書142. 埼玉県立文書館関根家文書4(1)①。
- 11) なお、岡田(2002) は、和名村(第1図)の小頭のもとに組織された長吏が、市商い権と関わる草履づくりを広く手掛けたことを示した。これは、横見郡の住人と定期市との関係に関する貴重な報告であるが、今回調査できた村明細帳では、農間稼として草履生産を挙げた村は確認できなかった。
- 12)「市場庭」は、この地域の市町でよくみられる前庭を指すと考えられる。前庭は、市見世を設置するため、市町の通り両側に列状に形成された。また、【史料1】では「往来道内に居り候商人」という記述も

みられ,通り中央に中見世が出店されていたことも窺える。なお,前庭および中見世については岡村 (1999) や杉森 (2006: 81-126) を参照。

文献

蘆田伊人編集校訂(1996). 『新編武蔵風土記稿第十巻 大日本地誌大系 16』雄山閣.

石原 潤(1987)、『定期市の研究-機能と構造-』名古屋大学出版会、

伊藤寿和 (2011). 東国における中近世移行期の茶園経営に関する二つの事例. 史艸. 52, 115-135.

伊藤好一(1967). 『近世在方市の構造』 隣人社.

太田弥保(2012). 武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家. 文書館紀要(埼玉県立文書館), 25, 17-32.

岡田あさ子 (2002). 近世関東における長吏の市商い権と旦那場. 国史学. 177, 61-85.

岡村 治 (1999). 近世関東における市町と市掛商人の展開. 歴史地理学, 41(1):20-31.

小野文雄編(1977). 『武蔵国村明細帳集成』武蔵国村明細帳集成刊行会.

小林健太郎(1985).『戦国城下町の研究』大明堂.

埼玉県編(1990). 『新編埼玉県史資料編16』埼玉県.

佐藤甚次郎(1986). 『明治期作成の地籍図』古今書院.

佐藤甚次郎・佐々木史郎・大羅陽一 (1980). 荒川流域における水塚、歴史地理学紀要、22,127-148.

白井哲哉(2004). 『日本近世地誌編纂史研究』 思文閣出版.

杉森玲子(2006). 『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会.

高木謙一 (2011). 横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察. 文書館紀要 (埼玉県立文書館), 24, 75-88.

谷本雅之(1998). 『日本における在来的経済発展と織物業 - 市場形成と家族経済 - 』名古屋大学出版会.

長岡 格 (1958). 名栗川・高麗川両谷口集落の性格 - 特にその発達過程を中心として - . 埼玉研究, 2, 25-34.

中島義一(1964). 『市場集落』古今書院.

中島義一 (2004), 市神考, 駒沢地理, 40, 1-12,

藤田裕嗣(1987). 後北条氏領国における流通圏と流通システム. 史林. 70(6), 73-113.

吉見町町史編さん委員会編 (1979). 『吉見町史下巻』吉見町.

渡邉英明(2003). 越後平野の市町の中心性と市場景観-雁木通りに注目して-. 人文地理, 55(2), 65-80.

渡邉英明 (2009a). 江戸時代の関東における定期市の新設・再興とその実現過程 - 幕府政策の分析を中心に - . 地理学評論. **82**(1). 46-58.

渡邉英明(2009b). 近世在方町における絵図作成の特色 - 武州小川を事例として - . 地図. 47(2), 1-16.

渡邉英明 (2010a). 村明細帳を用いた近世武蔵国における市場網の分析. 人文地理, **62**(2), 154-171.

渡邉英明(2010b). 近世中後期における二郷半領の村々と平沼六斎市 – 村明細帳の分析を中心に – . 三郷市 史研究葦のみち, 21, 10-36.

渡邉英明(2011). 18~19世紀の越後三条町における雁木通りの形成と機能. 人文地理, 63(5), 57-71.

渡邉英明 (2013). 日記史料に現れる近世後期農村住人の定期市利用 – 武州多摩郡中藤村の指田藤詮を中心に – . 歴史地理学, 55(4), 1-17.

渡邉英明(2023). 近世日本の定期市に関する研究動向と地理学からの研究視角. 空間・社会・地理思想, **26**, 3-14.

ジオグラフィカ千里 第3号 (2024)

The Process of Interruption and Reinstatement of the Periodic Market in Kubota Village of Musashi Province During the Edo Era

WATANABE Hideaki*

Kubota Village had the only periodic market in the Yokomi County of Musashi Province during the Edo era. In this study, I have examined the process of development, interruption, and reinstatement of the periodic market in Kubota Village. The Kubota periodic market was held in the urban district developing on both sides of the main street in southern Kubota Village. The people of Kubota Village set their market days to avoid them coinciding with the market days of other nearby towns, such as Konosu and Matsuyama. It was one of those periodic markets that formed the local market system in the late seventeenth century. In the eighteenth century, the Kubota periodic market was discontinued and turned into an annual fair held at the end of the year. In the early nineteenth century, the production of cotton textiles developed in the Yokomi County. The visiting traders from Kisai Town wanted these products and therefore started trading on the traditional market days of Kubota Village. Gradually, in 1822, Kubota Village became a periodic market for cotton textiles. However, the Kubota periodic market was put on hold again because the traders stopped opening stores in Kubota Village and the people of Matsuyama Town objected to the reinstatement of the Kubota periodic market.

Key words: market system, market town, the Edo Era, Kubota Village, periodic market, cotton textile, Yokomi County

*Part-time Lecturer, Kansai University E

E-mail: p185045@kansai-u.ac.jp